

# なぜ「靖國神社合祀取消し訴訟」原告となったのか

西山俊彦

「確たる信念の人」「批判を恐れず行動する人」の登場によって、暗雲たなびく「靖國・教育・天皇制」への憂慮が現実的となって来た。正に「前夜」の実感だが、それへの対応が「前夜」でなければ後の祭りにしかならない。

## 第三者の立場から当事者へ

靖國神社から亡父合祀の回答があったのは、二〇〇五年一月十日の午後だった。そこには「御祭神調査の件」として、

西山忠一 命

- 一、階級・海軍軍属
- 二、所属部隊・横須賀海軍建築部
- 三、死没年月日・昭和十八年四月三十日（戦病死）

……

- 六、死没時御遺族・記載なし
  - 七、合祀年月日・昭和五十一年十月十七日
- とあった。父は「命<sup>\*1</sup>」として、何の関係もない一宗教法人・靖國

神社の「御祭神」とされてきたのだ。死没から六十二年、招魂祭<sup>\*2</sup>から六十年、合祀以降でも二十九年、遺族の承諾もえず、連絡もせず。母はこの二年前、父の合祀を知らずに帰天したが、知っていたらどう思っただろうか。もつとも、私もし問い合わせをしなかつたら、天皇制超国家主義体制に末代までも組み込まれたままだったことを思うと、私自身もゾツとする。

国民を一死報国に駆り出し、侵略戦争遂行という国家目的に役立った者だけを祭神として祀り上げるのが、靖國神社である。これは単なる神社神道ではない。国家目的のために「祭神をも作り上げる」ことができる状況は、超国家主義と呼ばずして、他にどんな言葉があるだろうか。<sup>\*3</sup>嘘だと思われる方は、靖國神社刊『靖國神社百年史』を篤と御覽遊ばされよ。祭神総数二四六万六五三人（二〇〇四年十月現在）のうち、対外戦争以外の合祀者は「明治維新」の七千三百九十九人と「西南の役」の七千二百九十二人、計一万四千六百九十一人だけである。これを見ただけでも、日本が西洋帝国主義諸国に伍して、植民地獲得の侵略戦争に明け暮れ

てきたことは明白で、それを「自存自衛のため」と言い繕っても、侵略された国々も人々も、決して騙されることはないことくらい判らなければ、いつまでもアジアに友人は生まれない。

それでは天皇制についてはどうか。大日本帝国憲法の第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」以下はもちろん、「軍人勅諭」「教育勅語」など、みな、「臣民は天皇の赤子」を謳っていただけではなく、「日本国憲法」施行から六十年近くなる現在でも、合祀は「天皇の聖旨」であるとの答えしか返ってこない。

合祀判明後、ただちに、靖國神社へ、「一九四七年五月三日発効の『日本国憲法』下において本人もその遺族も氏子でもなく合祀の依頼もしていないにも拘わらず、宗教学人貴靖國神社はいかなる権利をもって西山忠一を合祀されているのか」と問い合わせた。この質問を昨年四月末まで七回にわたって繰り返した。返って来た回答はただ一つ、「明治天皇の宣らせ給うた「安國」の聖旨に基づき、国事に殉ぜられた人々を奉斎し、神道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する遺族その他の崇敬者を教化育成し、社会の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するための業務及び事業を行ふことを目的とする」に準じ、厳肅に合祀祭を齋行致しております、だけだった。示されたのは「明治天皇の聖旨」のみである。明治二年に東京招魂社創建当時の明治天皇を持ち出して平然としている姿勢は、現代日本の最高法規が「大日本帝国憲法」とでも考えなければ、良心にも論理にも欠けることとなる。私が出した「お伺い」は十七回、靖國神社からの「回答」は十一

回、礼を失せず、論理を曲げずに問い糾し続け、二〇〇六年七月七日、前もって打ち合わせの上で上京し、口頭および書面で次の「申し入れ」を行なった。

「亡父西山忠一の氏名を靈璽簿、祭神簿、祭神名票、他、貴靖國神社の一切の文書から抹消すること」<sup>\*4</sup>

これに対する七月二十四日付け回答は、「貴殿よりの「申し入れ」に対する件につきましては、これまでも同様の御返事を申し上げてまいりましたが、靖國神社は明治天皇の宣らせ給うた「安國」の聖旨に基づき国家・共同体の中で国事に殉ぜられた人々を奉斎することを目的としております。……この度の「申し入れ」については貴意に添えませんことを何卒御理解下さい。」というものだった。あくまでも天皇の聖旨のために一命を求められ、それを宣せられて顕彰され、祭神として奉斎されるというのである。これが「天皇制超国家主義」の顕現でなくて何だと言うのか。国家神道が神社神道と区別される理由でもある。

「(どこの国にも) 国のために倒れた人に対して国民が感謝をささげる場所はある。これは当然なことであり、さもなくて、だれが国に命をささげるか。」

中曽根康弘元首相は、靖國神社が戦争正当化と国家動員の装置であることを正直に語って止まない。小泉純一郎前首相の発言も、見境のないことにかけてはこれを凌駕する。

「宗教活動であるからいいとか悪いとかいうことではない。A級戦犯が祀られているからいけない、ともとらない。私は戦没者に

心からの敬意と感謝をささげるために参拝する。」

そもそも戦争犠牲者に「敬意と感謝をささげる」とは、正気の沙汰だろうか。犠牲となった被害者を賛美することは、その人を、二重に冒瀆することになるのだとなぜ判らないのだろうか。国民を自由に操作して臆さない感覚は恐ろしい。

私自身はこれまでも靖國問題に関わってこなかったわけではない。しかし、それは第三者としてであって、いま意に反して当事者とされてしまった以上、私にも期すところがある。

### 打開すべき窮状——裁判の三つの目的

何を解決したいのかは、私が靖國合祀をどのようなものと捉えているかによっている。もつとも深刻なものから挙げれば、次の三つとなる。<sup>\*6</sup>

第一の目的は、もつとも隷従を強いられてきた犠牲者との国際的連帯である。

今年七月二十日、「A級戦犯靖國合祀、昭和天皇が不快感」との元宮内庁長官富田朝彦氏のメモが特ダネとして報じられた。<sup>\*7</sup>戦争を主導した者と命令に服さざるを得なかった者、いわば、加害者と被害者が、どちらも「英霊」、「祭神」とされるのだから、不快感じて無理はない。しかし、もつと酷いのは、旧植民地から戦場に送られ、戦死した犠牲者が祀られていることだ。台湾や朝鮮では、植民地統治下に隷従を強いられた人々が宗主国日本の侵略戦争に駆り出されて一命を落とした。さらに、その死後において

も侵略戦争の功労者として侵略国の神社に祀られているのである。

これは、幾重にも隷従を強いられることになる。台湾のタイヤル族に属する田中二郎（仮名）がこのたびの「靖國神社霊簿からの氏名抹消等請求訴訟」（略称「靖國合祀イヤです訴訟」）の原告九人の一人となっているのはこのためだ。しかも彼は霧社事件（一九三〇年）指導者の直系である。<sup>\*8</sup>合祀されるのは「戦死をした時は日本人であった」からと言い、遺族年金が出ないのは「年金が出るようになった時は外国人だった」からと言う。しかも、彼らには死亡通知さえ出していない。ちなみに、台湾の合祀者は、二万七千六百五十六人、韓国・朝鮮は二万六千三百三十六人である。目下「靖國神社合祀取消し訴訟」を準備中の李熙子（イ・ヒジャ）さんらの韓国、金城実さんらの沖繩の原告たちの被害の状況は私たちより幾層倍も冷酷非情である。この提訴が連帯するための捨石となればと願っている。

第二の目的は、国家機関と一宗教法人が共謀して、天皇制超国家主義体制の維持促進装置を運営しているにもかかわらず、それに違和感を呈することのない国民性と、基本的人権の侵害を訴える少数者に「寛容」を説く司法<sup>\*9</sup>への異議申し立てである。さらに戦前から「社会的習俗」「国民儀礼」として曲解<sup>すゝめ</sup>協力してきた宗教集団、特に、これに先鞭をつけた筆者の属するカトリック教会のあり方への是正要求である。以下に「靖國神社を占領軍の焼き討ちから救った」B・ビッター神父の提言を明示分析するのはこのためである。

第三の目的は「戦没者への敬意と感謝」のための国家的顕彰装置に一方的に虜囚となつてゐる者の解放への先鞭をつけること、そして、最後に、亡き父、亡き母、と私たち家族の人格の尊厳の回復を勝ち取ること、である。

これまでの経緯をみれば、どの課題の解決も容易ではないことは明らか、しかし、最初の一步を踏み出さなければ、事態の改善は望めない。課題は困難を極め、力は非力、いつ迄続く道程かは判らないが、事態が放置できないことは確か、たとえ小さな一步でも、私自身の尊厳が問われている。

### B・ビッター神父の提言

敗戦直後、日本占領が始まつたばかりの一九四五年十月のある日のこと、マッカーサー総司令官の副官H・B・ウィラー大佐から、ローマ教皇庁駐日使節代行だったイエズス会のB・ビッター神父に電話が掛かった。「急な用件です。(使者に)マ元帥の覚書メモランダムを持たせました。明日十時までに書面で回答をお願いします」と。当時、巷では、軍国主義の中核と見なされていた国家神道の神社、特に、靖国神社焼却の噂があつた。実際は噂どころではなく、駐日使節代行の提言を「盾に」解決を計ろうとしていたのだつた。「覚書の内容はほぼ次のようなものであつた。我が司令部の将校たちは靖国神社の焼却を主張している。同神社焼却に、キリスト教は賛成か反対か、すみやかに貴使節団の統一見解を提出されたい。靖国神社焼却のうわさは、そのころあちこちで話題となつて

いた。明治神宮、伊勢神宮、熱田神宮などとともに、靖国神社は日本の軍国主義思想と密接な関係をもつ国家神道の中核を成す存在である。<sup>\*10</sup>」

マッカーサーが苦慮していたところへビッター神父の提言があつた。ビッター神父の姿勢は重大な意味合いを持つていた。彼が、メリノール宣教会管区長P・バーン神父(アメリカ人)らと相談の上、返答した提言は次のようなものだつた。

「①自然の法に基づいて考えると、②いかなる国家も、③その国家のために死んだ人びとに対して、④敬意をはらう権利と義務があるといえる。それは戦勝国か敗戦国かを問わず、平等の真理でなければならぬ。⑤無名戦士の墓を想起すれば、以上のことは自然に理解できるはずである。⑥もし靖国神社を焼き払つたとすれば、その行為は米軍の歴史にとつて不名誉きわまる汚点となつて残ることであろう。歴史はそのような行為を理解しないにちがいない。はっきりいって、靖国神社の焼却、廃止は米軍の占領政策と相容れない犯罪行為である。⑦靖国神社が国家神道の中核で、誤つた国家主義の根元であるというのなら、排すべきは国家神道という制度であり、靖国神社ではない。我々は、信仰の自由が完全に認められ、神道、仏教、キリスト教、ユダヤ教など、いかなる宗教を信仰するものであろうと、⑧国家のために死んだものは、すべて靖国神社にその霊をまつられるようにすることを、進言するものである。<sup>\*11</sup>」

ビッター神父の提言は約束通りウィラー副官の元に届けられ、

「靖國神社は守られた。臨時招魂祭は予定通り斎行され、昭和天皇が行幸された。」<sup>\*12</sup>

なぜ、「靖國神社の本質」から目を逸らし、

「信教の自由」をも無視した、提言が…？

ビッター神父の提言は、靖國神社の焼き討ちに反対したところなど、一見、常識的に思われる。実際はどうか。結果から述べれば、「靖國神社の本質」から目を逸らし、「信教の自由」をも無視している。

まず、靖國神社は「天皇制超国家主義」の精神的基盤であり、その顕現であった。陸・海軍省管轄下にあつて、軍事的拡大と一体化した『侵略神社』<sup>\*13</sup>の大元締めであつたことは明らかだつた。「提言」の前半はこの基本的性格から目を逸らさなければ言えることではない。その典型は「靖國神社が国家神道の中樞で、誤つた国家主義の根元であるというのなら、排すべきは国家神道という制度であり、靖國神社ではない」である。悪いのは（超）国家主義で、靖國神社ではない、と言っているが、靖國から「天皇」と「殉国」と「英霊」を取り除けば何が残るといふのだろうか。少なくとも、靖國神社に祀られている「御祭神」は、すべて消え失せる。

次に、②「いかなる国家も」③「国家のために死んだ人」に④「敬意をばらう権利と義務がある」のは、①「自然の法（人間本性法、又は、人間の尊厳に即した規範）に基づく」と言っている。靖國神社の場合、帝国主義的・軍事的国家目標に殉じるといふ特

殊な選別が働く上に、それら犠牲者を「英霊」「命」「祭神」としてしまふ。単なる「敬意をばらう」のでは決してない。私苑の第七回「回答」に「祭神として合祀されるのは、拝まれ、崇められ、慰霊され、顕彰される」ためだとあつた。正に、国家目標に殉じた者を「神とし」「神として拝ませる」宗教以上の宗教である。各々の信教・信条にかかわらず、⑧「国家のために死んだものは、すべて靖國神社に祀られるように」とは、宗教の基本の無視はもとより、「各種自己決定権」を含む「基本的人権」への配慮は皆無である。一見しただけでも致命的提言であるが、靖國神社が侵略戦争遂行に果たした絶大な責任はまったく考慮されていない。

「提言」は歴史的スリカエの「ついに過ぎなかつた」

なぜこのような提言がなされたかを理解するために、近現代のカトリック教会の「神社問題」への対応を見なければならぬ。

明治維新以来の宗教政策は、「国教としての神道」と「信教の自由」の調和を課題としていた。前者を国家統治の原点としながら後者を近代国家の装いとしなければならなかつたからである。「十五年戦争期」になると前者の比重が格段に増し、各宗教は後者を打ち捨てても追従しなければならなくなつた。その試金石となつたのが、昭和七年五月に起きたとされる「上智大学生靖國神社参拝拒否事件」である。<sup>\*14</sup>

カトリック教会をはじめ、各教団の存亡が懸つた事件であり、ほとんどの教団は、学生を神社参拝させる文部省の意図が「教育

的理由」であることを曲解し「神社参拝は非宗教的行為」、果ては「神道は宗教ではない」として、参拝を許容、奨励し、戦争遂行に協力して、「殉国即殉教」の保身に終始した。そこに登場したのがローマからのお墨付きだった。

(一) 教皇庁布教聖省訓令「祖国に対する信者のつとめ」一九三六年五月二十六日

(二) 教皇庁布教聖省訓令「駐日教皇使節M・ド・フルステンベルグ大司教への回答」一九五一年十一月十九日

戦前の(一)を再確認したのが戦後の(二)で、どちらも文部省等の回答を曲解して、「神社参拝」は「愛国心」と「忠誠心」の表明、「神道」は「社会的習俗」「国民儀礼」とみなした。とすれば、奨励こそされ忌避すべきことではなくなる。この流れにビッター神父の提言を位置づけてみれば、なるほどとも受け取れようが、これでは魂を抜かれたキリスト者でしかない。曲解は正さなければならぬが、間違いを認めなければ不可能である。キリスト者であれば、合祀も参拝もできるはずがない。

この間、第二ヴァチカン公会議(一九六二―六五年)が開かれ、「信教の自由に関する宣言」を公表し、「信教の自由は人格の尊厳に基づく権利である」こととした。前記二つの訓令については目下見直しが行われているとは言うものの、原則的には現在でも効力を持っている。カトリック信者の中に「\*さぞって靖國に参る会」のような動きが見られたり、K・ドークのような意見が表明される所以である。しかも、自民党憲法改正案には「社会的儀礼」も「習

俗的行為」も明記されており、「戦前回帰」が懸念される。当事者となった今私には、「儀礼」「習俗」と曲解して戦争協力に励んだカトリック教会の贖罪のためにも、三つの目的のためにも、ただの小石に過ぎない筆者が、捨石とならねばならない十分な理由がある。

#### 註

\*1 「上代、神または貴人の尊称」『広辞苑』。

\*2 「死者の魂を招きかえす儀式」『広辞苑』。「昭和二十年十月十九日靖國神社は未合祀全戦没者を、氏名不詳のまま、一括招魂」、国立国会図書館調査立法考査局『靖國神社問題資料集』一九七六年、三七〇頁。

\*3 丸山眞男「超国家主義の論理と心理」『世界』一九四六年五月、二―一五頁。藤田省三『天皇制国家の支配原理』未来社、一九六六年、他。

\*4 私が合祀取消しを求めているにもかかわらず、具体的名簿からの氏名の抹消だけを「請求の趣旨」としたのは、司法が宗教行為への介入を嫌うことの他に、合祀取消しの手続きが靖國神社に存在せず、また、仮にそれがあったとしても、新たな神事をしてほしくないからである。

\*5 西山俊彦「神社参拝を容認し、満州国をすすんで承認したカトリックを問う」、わだつみ会編『PEACE! PEACE! PEACE! わたしたちに戦争責任はないのか』情況出版、一九九五年、一一八―一二七頁。『カトリック教会の戦争責任』サンパウロ、二〇〇〇年他参照。

\*6 西山俊彦『靖國合祀取消し訴訟の中間報告——信教の自由の回復を求めて』サンパウロ、二〇〇六年、二〇七―二一五頁。

\*7 『日本経済新聞』二〇〇六年七月二十日。

\*8 中島光孝『還我祖靈——台湾原住民族と靖國神社』白澤社、二〇〇六年、七七一―一七頁参照。

\*9 最高裁判所「津地鎮祭」訴訟大法廷判決、一九七七年七月十三日。

最高裁判所「自衛隊らによる合祀手続の取消等」大法廷判決、一九八八年六月一日。ただし、「合祀をされても、参拝とか、お布施とか、の宗教行為は求められず、強制はない」との大法廷判決に対し、「津地鎮祭」訴訟名古屋高裁判決は、「政教分離原則」は「参加の強制の有無を主張立証することは要せず」「行政主体が宗教行為を行うこと自体を禁止する」と判示する。もっとも、本訴訟の場合は、主として、「信教の自由」が主題となっているのではあるが、強制のあるなしが問題ではないことは共通している。

\* 10 朝日ソノラマ編集部『マッカーサーの涙ーブルーノ・ビッテル神父にきく』朝日ソノラマ、一九七三年、九七〜一〇三頁。志村辰弥「靖国神社の運命」『教会秘話——太平洋戦争をめぐる』聖母の騎士社、一九九一年、二〇三〜二〇六頁。上智大学編『上智大学五十年史』一九六三年、一〇八頁。Bruno Bitter, "BOOK REVIEWS", *Monumenta Nipponica*, XXVII, 4, 1972, 483-84.

\* 11 朝日ソノラマ編集部『前掲書』一一八頁、ただし丸括弧追加。志村辰弥『前掲書』。「ある神父の卓見」、安部晋三『美しい国へ』文藝春秋、二〇〇六年、七一〜七四頁。

\* 12 『神社新報』第二八二六号、二〇〇五年十二月十二日。木山正義「靖国神社とブルーノ・ビッテル神父」『靖国』一九八一年七月。

\* 13 辻子実著、新幹社、二〇〇三年。

\* 14 西山俊彦『前掲書』二〇〇〇、他参照。

\* 15 「各人間主体の究極的存在規定に関する自己決定権」が「信教の自由権」であるとすると、第三者の見解を鵜呑みにする解決法自体が原理的に破綻している。

\* 16 衆議院法制局「靖国神社法案の合憲性」一九七四年五月十三日、国立国会図書館：『前掲書』一七一〜一七五頁参照。

\* 17 K・ドーク「バチカンも容認・参拝は「聖なるもの」へのアプローチだ」『諸君！』二〇〇六年八月、二四〜三五頁。『同』「靖国神社参拝の考察上・中・下」『産経新聞』二〇〇六年五月二十六〜二十七日参照。